

会 議 録

会議の名称	第4回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課
開催日時	平成31年2月1日(金) 9時45分～11時45分
開催場所	大牟田市役所北別館4階 第1委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0人
出席委員	道山 治延(会長) 竹本 安伸(副会長) 東 隆也 藤井 チヨ子 湯村 しおり
事務局職員職氏名	総務課 企画担当課長 古家 真弓 同 主査 山田 寿美子 同 担当 江崎 博史
会議次第	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて(諮問) 保有個人情報等の取扱いについて(報告) 個人情報取扱事務の届出について(報告)
会議の概要	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて諮問した。 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 個人情報取扱事務の届出について報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
会長	議事 保有個人情報等の取扱いの諮問の1件目、保険年金課が健康長寿支援課に保有個人情報の目的外利用をすることについて説明を。
事務局	(資料に基づき説明)
健康長寿支援課	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	要支援や要介護でない人の情報もすべてが利用対象か。
健康長寿支援課	はい、すべてを受け取ってからピックアップする。
委員	健康長寿支援課ですか。
健康長寿支援課	はい。
委員	必要な人の分だけ保険年金課で分離できないのか。
委員	要介護等の対象者の抽出ができないということか。
保険年金課	はい、できない。
委員	年齢用件では絞れないか。
保険年金課	最初からシステムに制限をかけることはできない。
委員	提供の頻度は。
健康長寿支援課	毎日。
会長	死亡した人の情報の廃棄は。
健康長寿支援課	ケアプランの保存は5年であり、その後廃棄する。
委員	かかりつけ医への提供については本人同意があるのか。
健康長寿支援課	はい。
委員	全アクセス権が健康長寿支援課にあるということね。けどできないなら全部を渡すことも仕方ないのかな。
会長	たぶん、できないだろう。アクセス権をもらって使いた

委員	いとということだろう。
会長	全アクセス権をもらって行うことが妥当かどうかは微妙だと思う。
事務局	これは性善説に立っていくしかないのかなと思う。
会長	あと細かいことだが、事務の目的で「保健事業を行うもの」とあるが、保健事業はもうされてあるのでおそらく「保健事業の改善」のような表現でよいのではないか。
事務局	事務の目的は、国民健康保険給付・保健事業事務で取り扱っている個人情報の事務の目的なので、今回の諮問と直接関係はない。
会長	事務の目的は「保健事業を行うもの」でいいということだね。
事務局	はい。
委員	先ほどのアクセス権は、分離できないのであればやむを得ないと思う。
会長	そのとおりかな。
健康長寿支援課	国保データベースシステムでは、抽出に当たって年齢を設定することは可能であるが、最初の段階で何歳以上と限定ができない。
委員	さきほどから対象者のことと言われているようだが、対象者は介護保険の利用者の抽出と考えてよいか。その抽出はできないのか。
健康長寿支援課	もともとの国保データベースのアクセス権をもらって、そのまま健康長寿支援課で活用することになる。国保データベースから介護保険の利用者を抽出して使うということではなく、そのまま国保データベースのアクセス権をもらって、健康長寿支援課がリストアップした人を見ていくという形である。
委員	介護保険の利用者の中からリストアップするのか。
健康長寿支援課	はい。
委員	リストアップに基づいてデータを引き出していくということか。
健康長寿支援課	はい。
会長	他に質問や意見はないか。
委員全員	<なし>
会長	(健康長寿支援課、保険年金課は退室)
委員全員	保険年金課から健康長寿支援課への提供は、介護重度化予防事業を実施するため必要であり、公益上の必要が認められるため、目的外利用を行ってよいか。
会長	<了承>
会長	この件は、目的外利用を行ってよいと認める。
事務局	議事 保有個人情報等の取扱いの諮問の2件目、各課が健康長寿支援課に保有個人情報の目的外利用をすること、健康長寿支援課が個人情報の本人外収集をすること及び収集制限に係る個人情報を収集することについて、まとめて説明を。
健康長寿支援課	(資料に基づき説明)
会長	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか

委員	今回この共同研究は、他の自治体も同じように広範囲で実施されるものか。
健康長寿支援課	大牟田市だけでなく、福岡市・春日市を始め、広く研究していききたいとの意向のようだ。
会長	九州大学では、この件に関する倫理審査委員会の承認はすでに得てあるのか。
健康長寿支援課	現時点では、倫理審査委員会の承認を得ているかは把握していないが、そのことを前提として、九州大学と協定書を結びたいと考えている。
会長	当然のことながら、倫理審査委員会の承認を得たうえで協定を結ぶということか。
健康長寿支援課	はい。
委員	個人情報にID化して提供されるので、九州大学には直接伝わらないということでしょうか。
健康長寿支援課	はい。
委員	具体的にはどの程度の情報が提供されるのか。
健康長寿支援課	傷病名、処方薬、介護度などの情報だが、個人は特定できない形にする。
委員	データは大牟田市のどの課で作成することになるか。
健康長寿支援課	情報化推進室で抽出し、個人情報を削除したうえで提供することを考えている。
委員	情報化推進室で保存する段階では、いったんは個人が特定できる形のまま保存するのか。
健康長寿支援課	はい。
委員	その後、個人が特定できる情報を削除したデータを提供するのか。
健康長寿支援課	はい。
会長	情報は、提供する場合に連結可能か。つまり、外部へ出すときに、後々個人が特定できるよう連結が可能な状態にしてあるかという質問である。
健康長寿支援課	ご指摘のように連結可能なデータだが、今のところ返却されたデータを活用する予定はない。ただ、今後研究成果としてプログラムを作ってもらうので、リスクの高い人を抽出するのに使うことはある。
会長	了解。
委員	端的に言うと、大牟田市としてのメリットは何か。
健康長寿支援課	本市も様々な事業を実施しているが、費用対効果を問われる状況である。まずは、具体的なエビデンスを確立したいと思っている。メリットとしては、既存事業等の効果を検証してもらえらること及び自動アラートが出るプログラムシステムを作ってもらうので、疾病発症ハイリスク者への個別指導も実施できるようになることなどである。
委員	ただ、現段階でどの程度のフィードバックがあるか協定書の中身もはっきりしない状態で、諮問を先に経なければならないのか。もっと具体化してからでは難しいのか。
健康長寿支援課	17ページの予測モデルの作成、18ページの保健事業の有効性評価とシステム構築は実施していくと思うので、本市としてはかなり有用な情報と考えている。
委員	九州大学との協定の締結はいつごろになる予定か。
健康長寿支援課	年度内の協定締結を考えている。

委員	もうドラフト（草案）はできているのか。
健康長寿支援課	詰めるところはまだあるが、ある程度はできている。
会長	研究計画調書の最後 20 ページの法令等の対応のところ。倫理審査委員会に出すときには、研究の終了及び研究の終了後のデータの廃棄について記載されるが、それがない。研究期間は 5 年間ということであるが、その後のデータの廃棄の問題等は、協定書の中に含まれそうか。
健康長寿支援課	協定書においては期限を切り、その後は廃棄を考えている。現時点で九州大学の研究者には、福岡県久山町の研究のように長くデータを蓄積していきたいとの希望があるが、それを永年的に提供し続けることは考えていないので、5 年間としている。ただ、再協議して延長したいという九州大学の希望もあるので、協定の期間が切れる段階で再協議をしたいと考えている。
会長	連結不能な形でのデータの提供であれば永年でも問題ないが、連結可能な形で提供し続けるのはかなり問題かと思う。九州大学でも意識しているとは思うがどうか。
健康長寿支援課	ご指摘の連結というのは、データが戻ったときに分かるようになるということか。
会長	つまり、個人が特定されるデータがどこかに残っているということである。それを外してしまえば単なる統計データなので、どこに持って行っても問題はないと思うが。
健康長寿支援課	九州大学としては不要なデータと思われるので、こちらとしては連結元のコードを処分して連結できなくなるようにするということか。
会長	そのとおり。市の方で連結表を全部処分してしまえば分からなくなってしまうので、こちら側の問題ともいえるのだが。
健康長寿支援課	連結表を処分する形で検討したいと思う。
委員	その場合、連結できなくなるならば、大牟田市へフィードバックされたとき個別データを利用するメリットがなくなり、ただの研究への協力になってしまうが。
健康長寿支援課	ご指摘のとおりであるが、成果品としてのプログラムは使えるので、連結させない形での活用は可能であると思っている。
委員	もう一点。諮問書の本人外収集等をする年月日が平成 31 年 2 月（毎年）と記載されているが、協定書は 5 年間なので、5 年間とすることはできないか。そうしないと今後は諮問を経ずに変わっていくことになる。
健康長寿支援課	5 年後にまた諮問をすることとしたい。
委員	協定書のドラフトがどの程度固まっているかによると思う。方針についてはどうなっているか。
健康長寿支援課	5 年間としたいと思う。
委員	結局、倫理審査委員会の承認を得て、5 年間に限り承認するような形になるか。
会長	そのとおり。九州大学が倫理審査委員会の承認を得ることなどいくつかの条件下で実施していただくことになると思う。
会長	他に質問や意見はないか。
委員	資料 3 ページに被保護世帯の世帯員とあるが 5 ページ

健康長寿支援課	<p>にも被保護者と記載がある。どちらも被保護世帯を対象としているが3ページと5ページの違いは何か。</p> <p>3ページについては、市民課が保有している住民基本台帳のデータである。5ページについては、保護課が保有する生活保護世帯のデータでそのなかの医療情報になる。</p>
委員	了解。
会長	他に質問や意見はないか。
委員全員	<p><なし></p> <p>(健康長寿支援課、保険年金課は退室)</p>
会長	<p>イー1から6までの諮問は、九州大学と共同研究を行うのに必要であり、公益上の必要があると認められるため、承認を行ってよいか。</p>
委員全員	<了承>
会長	<p>この件は、諮問課が健康長寿支援課に保有個人情報の目的外利用をすること、健康長寿支援課が個人情報の本人外収集をすること及び収集制限に係る個人情報を収集することを認める。</p> <p>ただし、健康長寿支援課から九州大学への情報の提供については、九州大学が研究の是非について審議する倫理審査委員会の承認を受けた後とし、かつ5年間の期間限定とすることを求める。</p>
会長	<p>議事 保有個人情報等の取扱いの諮問の3件目、農林水産課が電子計算機の結合をすることについて説明を。</p>
事務局	(資料に基づき説明)
農林水産課	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	クラウドにつないだ場合、大牟田市以外のみやま市及びJA南筑後も見ることができるのか。
農林水産課	南筑後地域農業再生協議会が大牟田市とみやま市及びJA南筑後の3者で構成されているので、同じシステムを使うような形になる。
委員	もともと今までのDVDインストール方式の時から情報を共有していたのか。
農林水産課	はい。
委員	個人情報である氏名等が掲載されたものを共有していたのか。
農林水産課	はい。
委員	個人情報を共有する点については、すでに審議会が承認していたのか。
農林水産課	この事務(米生産調整事務)は、個人情報保護審議会が発足する以前から行っている事務であるため、当課から届出をし、事務局から報告をしている。
委員	個人情報保護条例施行以前は、手続きは届出・報告方式なのか。
事務局	個人情報保護条例の施行は平成15年であるが、その時に個人情報を取り扱う事務について全庁から届出を受け、すべて整理をした。その内容を個人情報保護審議会に一括して報告し、承認を得ている。なお、本案件の共有については目的の範囲内であるため、諮問案件ではない。

委員	了解。
委員	「電子計算機の結合の判断基準」2の のイの(イ)利用者ごとの利用権限の設定はどのようになっているか。
農林水産課	団体毎にユーザーIDを1つずつ準備し、必要な担当者のみがユーザーIDを入力してログインする。
委員	使用する担当者も限定するのか。
農林水産課	はい。
委員	印刷もできるのか。
農林水産課	はい。
会長	他に質問や意見はないか。
委員	直接システムにアクセスすることなので、今後は協議会を通す必要はなくなるのか。
農林水産課	協議会の事務として行っている。
委員	情報の提供は、各団体が直接入力等をするようになるか。
農林水産課	はい。
委員	そうすると、今まで協議会が一括でやっていた交付事務はどうなるのか。市の方ですか。
農林水産課	大牟田市とみやま市の両市の情報を協議会で取りまとめて国に提出しているが、この流れ自体は今までと変更はない。
委員	了解。
会長	他に質問や意見はないか。
委員全員	<なし> (農林水産課退室)
会長	公益上特に必要があるとともに個人の権利利益を侵害するおそれがないため、電子計算機の結合を行ってよいか。
委員全員	<了承>
会長	この件は、電子計算機の結合を行ってよいと認める。
会長	議事 保有個人情報等の取扱いの報告について、事務局から説明を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	24ページの都市計画・公園課の件だが、福岡県へ外部提供するという部分について、外部提供はどのような取扱になっているか。
事務局	外部提供についての報告は、外部提供報告書が提出される予定である。
委員	了解。
会長	他に質問や意見はないか。
委員全員	<なし>
会長	議事 個人情報取扱事務の届出の報告について、事務局から説明を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	これは8ページと同じ件と考えてよいか。
事務局	はい。

委員	8 ページの諮問が承認されてから届け出ることになるのでは。時系列的には承認が後になってしまふとおかしいと思うのだが。
事務局	ご指摘のとおりである。42、43 ページの届出書の発信日付を注意すべきだった。
委員	8 ページの諮問の承認を経ずに 42、43 ページのように届出を行うことになるのはどうかと思う。
事務局	42、43 ページの届出書については、事務を変更する年月日以前に届出をしなければならない。42 ページの真ん中あたりの変更年月日が平成 31 年 2 月 1 日なので、平成 31 年 2 月 1 日までの日付にはならなければならない。
委員	では、諮問の承認後かつ平成 31 年 2 月 1 日までということになるのか。
事務局	はい。
委員	42、43 ページの届出書の日付（平成 30 年 12 月 28 日）は、事前に届は出すけれども変更日は今日（平成 31 年 2 月 1 日）となっているので、これでよいのかもしれない。だけど、平成 31 年 2 月 1 日の方がよいだろうと思う。
事務局	はい。42、43 ページの届出書の日付を平成 31 年 2 月 1 日にすべきと思う。
委員	その方がいい。事前に出しているので、平成 30 年 12 月 28 日でも問題はないが、平成 31 年 2 月 1 日のほうが望ましいと思う。
会長	他に質問や意見はないか。
委員	事務局への要望だが、報告事項については、目的と根拠規定を説明し、あとは記載のとおり、という説明でよいと思う。
委員全員	そのとおりと思う。
事務局	次回の報告からそのようにする。
会長	他に質問や意見はないか。
委員全員	< なし >
会長	以上で審議会を終了する。